

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで
② 昭和49年8月から50年3月まで

私の国民年金は、20歳になったときに役所の人に来宅し、加入を勧められて母親と一緒に加入手続を行い、国民年金保険料は母親が、集金人に私の分も併せて納付していたのを記憶している。

また、妻は昭和47年4月に国民年金に加入し、一緒に国民年金保険料を納付していた。その後、私は就職して厚生年金保険に加入したが、退職した49年8月以降は妻と一緒に保険料を間違いなく納付しており、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、②昭和49年8月から50年3月までについては、申立人は39年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付し、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も47年4月以降の保険料はすべて納付済みであるなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は8か月と短期間であり、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は納付済みである上、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和49年8月11日に喪失後、国民年金資格を再取得したこと、及び昭和49年度の適用欄に過年度保険料の申出があったために発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが、

社会保険事務所が保管する特殊台帳から確認できることから、この納付書で保険料を納付したものとみても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間のうち、①昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までについては、申立人の母親が、申立人が 20 歳になったときに一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は 39 年 12 月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続が行われたと推認されるものの、申立人の母親の手帳記号番号は 37 年 11 月に払い出されており、一緒に加入手続を行ったものとはみられない上、申立人が、手帳記号番号が払い出された 39 年 12 月ごろの時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金への加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年6月まで
② 昭和47年11月から48年5月まで

私は、国民年金制度が始まった際、国民年金加入手続を行った。当時、A市B地区の住人が、集金に来ており、昭和54年11月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料を納付していた。一緒に保険料を納付していた妻は、申立期間の保険料は納付済みであるので、申立期間については納付しているはずであり、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き、納付可能な過年度分を含め国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、社会保険事務所に国民年金手帳記号番号払出簿が保存されていないため確認はできないものの、申立人の特殊台帳に、「昭和42年7月31日手帳交付」の記載が有ること、及び昭和42年8月31日に40年7月からの2年分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間について、未納であった39年4月から41年3月までの国民年金保険料を同年5月21日に過年度納付した上、36年4月から39年3月までの保

険料を、47年2月25日に第1回目の特例納付により納付し未納期間を解消しており、申立人についても申立期間の保険料を特例納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、②については、申立人は、A市で国民年金保険料を現年度納付していたことが確認できるものの、平成7年5月24日に、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間と重複していることが確認できたため、国民年金の資格を訂正し、同年7月27日に申立期間の保険料を還付したことが社会保険庁のオンラインに記録されており、一連の事務処理に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は自営業を営み、昭和 41 年に国民年金に加入してからは、国民年金保険料はいつも夫婦二人分を私が納付していた。妻の保険料のみを納めて自分の保険料を納めないはずがない。申立期間の保険料が免除されている期間について、私が妻の分と一緒に保険料を追納したにもかかわらず、妻のみ納付済みとなっており調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月から 60 歳までの国民年金加入期間について、国民年金保険料を未納無く納付している上、平成 8 年 4 月から 65 歳になるまで高齢任意加入しているなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 12 月に申立人の妻と連番で払い出されており、このころに申立人は夫婦一緒に国民年金に加入したものと考えられ、申立人及びその妻は、昭和 59 年度及び申立期間である 60 年度の期間について、国民年金保険料の申請免除の承認を同一日に受け、59 年度分については平成 6 年 4 月 4 日に一緒に追納申出を行い、追納しており、申立期間である昭和 60 年度分については、申立人の妻は、平成 7 年 3 月 24 日に保険料を追納していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、申立人は、その妻と一緒に申

立期間の保険料を追納したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和39年4月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月から同年6月までは1万4,000円、同年7月から同年10月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月21日から同年10月31日まで

私は、昭和39年3月21日に株式会社Aに入社、平成7年6月22日に退社するまで継続して勤務していた。昭和39年4月から同年10月まで給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録は同年11月に被保険者資格を取得したことになっている。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所における同期入社同僚が、申立人を含む同期入社3人は同じ仕事と勤務形態であり、申立人が申立期間において継続して勤務していたと供述しており、この同僚は昭和39年4月から同年10月までの期間、厚生年金保険料の控除の記載がある給与明細書を所持している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的

に判断すると、申立人は、当該事業所において昭和 39 年 4 月から同年 10 月までの期間、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は昭和 39 年 3 月の入社時における給与額は 1 万 4,000 円であり、その後同年 7 月に 1,000 円昇給し、1 万 5,000 円になったと主張していることについて、同期入社と同僚は「自分は中学卒業で入社したので、初任給は 1 万 2,000 円であったが、申立人は高校卒業で入社したので 1 万 4,000 円であった」と供述している。これについて、社会保険事務所の記録では、申立人と上記の同僚の標準報酬月額を比較すると昭和 39 年 11 月の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人は 1 万 6,000 円、上記の同僚は 1 万 4,000 円であり、その後の改訂記録においても標準報酬月額之差が 2,000 円あり、申立人の標準報酬月額が当該同僚より高いことが確認できることから、申立人の申立期間のうち、同年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、1 万 4,000 円とし、同年 7 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡し、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月16日から同年9月1日まで

平成6年4月1日からA株式会社の一部門「B」（平成8年8月13日に有限会社Cに名称変更。以下同じ。）に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、8年8月16日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

有限会社Cに確認したところ、厚生年金保険の資格取得日を平成8年9月1日として誤って社会保険事務所へ届け出たためと分かり、同社は20年11月に改めて資格取得日の訂正届出をしてくれたが、時効のため受理してもらえなかった。申立期間を加入期間として記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び有限会社Cの経理担当者の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社及び有限会社Cに継続して勤務（平成8年8月16日にA株式会社から有限会社Cに移籍）していたことが認められ、有限会社Cが保管する源泉徴収票の記載及び賃金台帳等から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主であるA株式会社により給与から控除さ

れていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年7月の社会保険庁の記録及びA株式会社の源泉徴収票の記載から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないと回答していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月16日から同年9月1日まで

平成6年4月1日からA株式会社の一部門「B」（平成8年8月13日に有限会社Cに名称変更。以下同じ。）に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、8年8月16日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

有限会社Cに確認したところ、厚生年金保険の資格取得日を平成8年9月1日として誤って社会保険事務所へ届け出たためと分かり、同社は20年11月に改めて資格取得日の訂正届出をしてくれたが、時効のため受理してもらえなかった。申立期間を加入期間として記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び有限会社Cの経理担当者の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社及び有限会社Cに継続して勤務（平成8年8月16日にA株式会社から有限会社Cに移籍）していたことが認められ、有限会社Cが保管する源泉徴収票の記載及び賃金台帳等から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主であるA株式会社により給与から控除さ

れていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年7月の社会保険庁の記録及びA株式会社の源泉徴収票の記載から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないと回答していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
申立期間については脱退手当金をもらっていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年後の昭和44年4月14日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであるため、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和43年5月6日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

京都国民年金 事案 960

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年12月まで

私は、昭和42年に結婚したので、A市役所に行き、国民健康保険の手続と併せて国民年金に加入した。その際に国民年金手帳を市役所の窓口で発行してもらった。国民年金保険料は妻が私の分と一緒に納付していた。保険料の額までは覚えていないが、定期的に町内(B町C)の婦人会の役員(D薬局等)が集金袋を持って集金に来ており、隣のE社も同じように国民年金を納付していたと思う。申立期間が未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和42年5月の婚姻に伴い夫婦一緒にF県A市において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたと主張しているが、申立期間は申立人の妻も未納であり、申立内容は不自然である。

さらに、申立人は昭和42年4月に発行された国民年金手帳(国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されている。)を所持しているが、この手帳には、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す検認印は認められないなど、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者

はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から46年3月までの期間及び47年3月から62年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和44年4月から同年12月までの期間及び45年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から46年3月まで
② 昭和47年3月から62年8月まで

私の国民年金について記録確認を行ったところ、社会保険事務所から15か月の納付済期間が有ると回答を得たが、この記録は、当時、別姓であったことから、別人の記録であり、①については、昭和38年に亡き母親が加入手続き、保険料を納付してくれており、また、②については、元妻が、納めてくれていた記憶が有るので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①については、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の元妻と連番で昭和44年11月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推認されるが、この時点において、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特

例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、申立人の母親が昭和46年2月に亡くなるまでは、申立人の国民年金保険料を母親が納付していたとし、申立期間のうち、社会保険庁のオンライン記録に納付済みとなっている44年4月から同年12月までの期間及び45年4月から同年9月までの期間については、当時、別姓であったことから、別人の記録であると主張しているが、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の元妻についても当該期間が納付済みとなっている上、別姓となったのは平成元年であり、国民年金手帳記号番号払出簿と同一の氏名及び番号により納付されている当該期間の納付記録は、申立人本人の記録とみるのが相当である。

- 2 申立人は、申立期間②については、申立人の元妻が国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、社会保険庁のオンライン記録において、国民年金には、厚生年金保険被保険者資格を昭和47年1月27日に喪失後、63年11月26日に再加入するまで未加入であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻についても、申立人が厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、46年4月1日以降、国民年金に未加入であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

- 3 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和38年9月から46年3月までの期間及び47年3月から62年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和44年4月から同年12月までの期間及び45年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、平成元年 4 月に A 市 B 区内の C 社という会社に正社員として雇用されたが、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までは同社でアルバイトをしていた。納付記録を確認すると、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までは国民年金保険料を納付しているのに、同年 10 月から平成元年 3 月までが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市 B 区内の会社でアルバイトをしていた間、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時居住していた D 町（現在は、E 市）からの回答により、申立人は、昭和 63 年 11 月 14 日に F 市に転出した事実が確認でき、F 市が保管する国民年金被保険者名簿においても「異動年月日 63. 11. 26」と記載されており、申立人が同市において国民年金の転入手続を行った事実が確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 10 月に E 市において払い出されていることが確認できるが、申立人は、上記のように同年 11 月 26 日からは F 市に転入しており、同市で作成された国民年金被保険者名簿には申立期間直前の同年 4 月から同年 9 月までは E 市で国民年金保険料を納付したことを示す「市外納」の記載は有るものの、申立期間の保険料を納付した記録は無く、これは、社会保険庁の記録とも一致し、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しなかったものとみる

のが相当である。

さらに、申立人は、申立人の国民年金保険料は申立人の両親又は勤務していた会社が納付していたと主張しているが、厚生年金保険の適用事業所である会社又はE市に居住する申立人の両親が、保険料を納付することは考えにくく、申立内容は不自然である。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年2月まで

私の大学生当時、母親が、私の国民年金加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

また、昭和52年6月に結婚をした際、区役所の年金窓口へ行き、そのときに新しい手帳が発行された。古い手帳は処分しても良いと言われたので処分した。その新しく再交付された手帳には、「はじめて被保険者となった日」は「昭和38年8月5日」と記入されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人が現在所持している年金手帳の国民年金の欄に、「はじめて被保険者となった日」として「昭和38年8月5日」と記載されていることをもって、申立人の母親がこの日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金保険料を納付する前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、47年9月に払い出されたことが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿において確認でき、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点で申立期間は既に時効により納付で

きない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付ができる時期ではなく、申立人からもさかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金の制度が始まったとき、加入手続を行い国民年金手帳を受け取り、以後、毎月自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していた記憶が有り、納付の記録が無いことは納得できない。

(注) 本申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が国民年金制度開始のときから国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月に払い出されており、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することができず、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではなく、申立人の妻からもさかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続は私が行い、国民年金保険料も夫婦一緒に納めてきた。昭和41年6月23日集金人が来た時に、「次からは新しい手帳になるので、古い手帳は捨ててください。」と言われ、今の国民年金手帳を渡されたので、古い手帳は所持していない。私だけ未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付をしてきたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人夫婦の年金手帳記号番号の払出日は、申立人が昭和41年8月1日であるのに対し、申立人の夫は36年7月1日と異なっており、国民年金手帳記号番号の払出しがなければ、保険料を納付することができず、一緒に保険料を納付してきたとする申立内容は不合理である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年8月に払い出されており、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付に

よることとなるが、特例納付が実施されていた時期では無く、申立人からもさかのぼって納付したとの主張は無い。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年8月まで
私は、昭和59年4月に60歳になり、国民年金の資格を喪失したが、65歳まで任意加入できることを知り、すぐに区役所で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したのに、申立期間が、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和59年4月に60歳になった後、すぐに国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、高齢任意加入の制度は、61年4月から実施されたものであり、申立期間の始期である59年4月時点では、当該制度は無い上、申立人の所持している再交付された年金手帳には、「再交付」の押印の下に「61. 9. 24」の記載が有り、この日付は、社会保険庁のオンライン記録にある申立人の高齢任意加入日とも一致しているなど、申立内容は不自然である。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 63 年 5 月まで

私は、昭和 51 年 9 月 16 日に集金人から勧められ国民年金に加入した。その後、60 年 5 月ごろに同じ集金人から 60 歳以降も国民年金加入期間を 5 年延長できると勧められ、引き続き加入した。夫が A 市に単身赴任していた関係上、62 年に住民票を同市に移したが、私は B 市の自宅に住んでいたのも同市で納付していた。集金人に、63 年 5 月にその間の事情を説明したところ、次からは A 市で納付するように言われたのでその後は、同市 C 区役所で納付した。納付したはずの申立期間が未納になっているので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、60 歳に達する直前の昭和 60 年 5 月ごろに B 市の集金人から国民年金高齢任意加入を勧奨され、同年 6 月に加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金高齢任意加入の制度が実施されたのは 61 年 4 月からである上、申立期間当時、B 市では、集金人による保険料の徴収については、未納者を除き 57 年 3 月までであることが確認されており、申立内容は不自然である。

さらに、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録により申立期間直後である昭和 63 年 6 月 18 日に A 市 C

区で高齢任意被保険者として加入していることが確認できる上、申立期間の国民年金保険料について、B市の国民年金収滞納リスト及びA市の国民年金納付記録では被保険者として管理されていないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料の納付はできなかったものと考えるのが相当である。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年11月までの期間、61年4月から62年8月までの期間及び同年9月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から49年11月まで
② 昭和61年4月から62年8月まで
③ 昭和62年9月から平成元年2月まで

申立期間のうち、①については、昭和46年前後にA市B区役所の窓口か集金人を通じて国民年金に加入したが、私の所持する国民年金手帳では49年12月から任意加入となっている。当時、加入期間が20年以上無いと年金支給額が減額されると聞いていたので申立期間には加入していたはずである。なお、確定申告書に国民年金保険料額が記載されている。

また、申立期間②については、法定免除期間となっているが、確定申告書が有り、納付しているはずである。

さらに、申立期間③の期間についても、確定申告書が有る。

申立期間について、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①昭和46年1月から49年11月までについては、申立人は、確定申告書の控えに国民年金保険料額が記載されていることをもって、46年前後に国民年金に加入し、集金人に保険料を納付したと主張しているが、同控えには国民健康保険料の記載は有るものの国民年金保険料納付の記載が無い上、申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険庁の記録により、申立人は49年12月23日に初めて任意被保険者資格

を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできず、申立内容は不自然である。

- 2 申立期間②昭和 61 年 4 月から 62 年 8 月までについては、申立人は、申立期間①と同様、確定申告書の控えに国民年金保険料額が記載されていることをもって納付したはずであると主張しているが、申立人は、31 年 3 月以降、厚生年金保険障害年金受給者であることが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、61 年 4 月の国民年金法改正により法定免除期間である上、確定申告書控えに記載されている保険料額は申立人の妻が納付した保険料額と概ね一致しているなど、申立人は申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。
- 3 申立期間③昭和 62 年 9 月から平成元年 2 月までについても、申立人は、確定申告書の控えに国民年金保険料額の記載が有ることをもって納付したはずと主張しているが、同控えには保険料納付の記載が無い上、申立人は、60 歳に達し、国民年金加入期間を満了しており、社会保険庁のオンライン記録にも昭和 62 年 9 月 13 日に資格喪失とされ高齢任意被保険者としての保険料納付の記録が見当たらないことから、申立人が高齢任意加入手続をしておらず、申立期間の保険料を納付していなかったものと考えられ、申立内容は不自然である。
- 4 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金資格を取得し、平成2年9月に60歳になり、そのころに区役所の職員が2名来て、満額に足りないと言われ、まとめておよそ10万円を自宅で集金されたことを覚えている。未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、60歳になったころに区役所の職員が2名自宅に来て、年金額が満額にならないと言われ、自宅でその職員に国民年金保険料としてまとめて10万円ほどを納付したと主張しているが、区役所等の職員が国民年金の被保険者の自宅を訪問し、国民年金の年金額が満額とならないことについて説明を行い、保険料を徴収するということは考え難い上、申立期間の国民年金保険料額とは大きく相違するなど、申立内容は不自然である。

なお、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、平成元年4月28日に同年度の保険料を一括して納付していることが確認でき、この保険料額が9万6,000円であることから、これを誤認している可能性もうかがわれる。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索し

ても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 31 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 34 年 12 月から 36 年 6 月ごろまで株式会社AのB店に、その後、同社C店に転勤し 40 年 1 月末まで勤務した。また、42 年 4 月から 43 年 3 月末までD大学に勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、両事業所とも厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。両申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間に株式会社AのB店に入社し、その後、同社C店に転勤したと主張しているが、株式会社AのEに申立てに係る事実について照会したところ、同社は申立期間に係る人事記録を保管しており、正社員であれば人事記録に記載されているはずであるが、申立人の記録は確認できず、同社の直接雇用ではなかったと思われる旨の回答があったため、申立期間における勤務の事実、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が当時の上司及び同僚であったと記憶している 18 人については、社会保険事務所が保管する株式会社AのB店及び同社C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において 12 人の者が記録されておらず、同名簿で厚生年金保険の記録が確認できた 6 人に、申立人の申立期間にお

ける勤務実態等について照会を行ったものの、これを確認できる供述は得られなかった。

さらに、申立人は、昭和40年1月末に株式会社AのC店を退職後、D大学に入学したとしているが、同大学の「在籍期間証明書」によると、通学課程において37年4月10日入学し40年3月31日まで在籍していたことが確認でき、申立人の記憶とは異なる。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社AのB店及び同社C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の記録は無く、健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

2 申立期間②について、申立人はD大学の助手と社会福祉法人Fの両事業所において兼務で勤務していたと述べており、D大学においても厚生年金保険の被保険者であったことを主張しているが、以下の理由から厚生年金保険の被保険者でなかったことが推認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人が申立期間に雇用保険の被保険者であった事実は確認できない。

(1) 申立てに係る事実についてD大学に照会したところ、同大学はG共済の適用事業所であり、常勤者については、G共済の被保険者として加入させていることから、過去に厚生年金保険の適用事業所であったことはなく、同大学が保管する申立期間に係る職員録及び辞令発翰簿^{かん}には申立人の氏名は無く、G共済の加入対象者でもなかったと思われる旨の回答があった。

(2) 社会保険庁の記録においてもD大学は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、申立人は、申立期間に係る昭和41年3月24日から43年4月1日まで「社会福祉法人F」において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

3 申立人は、両申立期間に係る記憶はあいまいであり、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から36年7月31日まで
② 昭和39年5月1日から42年8月31日まで
③ 昭和45年4月1日から47年7月31日まで
④ 昭和52年8月1日から54年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A病院に勤務していた期間のほか、4箇所の病院に医師として勤務していた時の厚生年金保険加入記録が抜け落ちていることがわかった。①昭和34年6月から36年7月までA病院②39年5月から42年8月までB病院③45年4月から47年7月まで(医療法人)CのD病院④52年8月から54年3月まで(医療法人)EのF病院にそれぞれ勤務しており、厚生年金保険の未加入期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A病院(現在はG病院)に保管されている人事記録により、申立人が申立期間当時、同病院に勤務していた事実は確認できるが、社会保険庁の記録上、同病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年1月1日であり、それ以前に適用事業所であった記録は確認できない。

また、G病院の総務担当者は、当該人事記録によると申立人は昭和34年7月から36年8月までの間は同病院の正職員であったことから、当該期間については共済組合に加入すべき期間であったものと考えられる旨

回答している。

- 2 申立期間②について、元従業員の供述により、申立人がB病院に勤務していた事実は推認できるものの、社会保険庁の記録では同病院は昭和43年3月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も確認できないため、申立人の厚生年金保険料の控除の有無の事実について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。
- 3 申立期間③について、医療法人CのD病院からの回答及び同僚の供述によると、申立人が同病院に勤務していた事実は推認できるものの、同病院に保管されている申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えの中には申立人の氏名は無く、そのほかに申立人の勤務の事実を確認できる資料は無いため、申立人の勤務実態や保険料控除について確認することができない。

また、H県I国民健康保険組合に照会したところ、同組合に保管されている被保険者台帳の記録により、申立人は昭和46年6月5日から47年8月31日まで同組合の被保険者であったことが確認できる。医療法人CのD病院の総務担当者によると、「申立期間当時は医師についてはI国保組合に加入しており、国保組合の組合員については厚生年金保険に加入していない。」との供述があったことから、同病院においては申立人について厚生年金保険加入手続を行っていないことが推認できる。
- 4 申立期間④について、医療法人EのF病院に保管されている申立期間当時の従業員名簿により、申立人が同病院に勤務していた事実は推認できるものの、給与台帳等の資料が残されていないため、申立人の給与からの保険料控除の事実について確認することができない。
- 5 申立期間②、③及び④について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。
- 6 また、雇用保険被保険者加入記録でも、全ての申立期間において雇用保険の被保険者であった記録は確認できない。
- 7 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者（以下事業主）により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月14日から36年4月30日まで

昭和35年9月14日から36年4月30日まで、A県B市C町のD氏所有の汽船「E」に機関員等として乗船していたが、その期間の船員保険被保険者記録が無い。船員手帳により当時乗船していたことが確認できるので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している船員手帳に「D所有の汽船Eに、昭和35年9月21日に雇入、同日付でF海運局G支局が公認」との記載があることから、申立人が申立期間に汽船「E」に乗り組み、勤務していたことは確認できるが、同船員手帳には、船員保険の資格の得喪、標準報酬月額等に関する記載欄の記入が無く、同手帳により申立人が申立期間に船員保険に加入していた事実を確認することはできない。

また、申立期間当時の船舶所有者は既に亡くなり、その後継事業所、H株式会社にも、申立期間に係る船員保険料控除を確認できる関係書類等は保管されていないため、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、同船員手帳に記載された船長も既に亡くなり、申立期間に申立てに係る船員保険被保険者名簿に確認できる乗組員は亡くなるか所在不明等であり、当時の同僚に照会しても、申立人の勤務期間に係る記憶は明確ではなく、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管している汽船「E」に係る船員保険被保険

者名簿の被保険者証記号番号は連続しており欠番は無く、船長及び船主の親族を除く4人の乗組員の船員保険被保険者資格取得日は、申立人を含めて全員が昭和36年5月1日となっていることから、事業主により申立人の給与から船員保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人は給与明細書等保険料控除の事実を確認できる資料を所持しておらず、船員保険料の控除に関する申立人の記憶も明確ではない。

このほか、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 30 日まで
② 昭和 58 年 12 月 1 日から 61 年 3 月 20 日まで
③ 昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 31 日まで
④ 昭和 63 年 11 月 1 日から平成元年 7 月 31 日まで

私が勤務した各事業所の厚生年金保険被保険者記録が、欠落しているの
で、以下の記録を訂正してほしい。

- (1) 申立期間①に係るA株式会社には昭和 50 年 4 月 1 日に入社して、厚生年金保険にも加入していたはずであるのに、51 年 4 月 1 日に資格取得となっている記録。
- (2) 申立期間②に係るB株式会社で、昭和 58 年 12 月 1 日から 61 年 3 月 20 日まで勤務した、全期間の厚生年金保険の加入記録。
- (3) 申立期間③に係る株式会社Cで、昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 31 日まで勤務した、全期間の厚生年金保険の加入記録。
- (4) 申立期間④に係る株式会社Dで、昭和 63 年 11 月 1 日から平成元年 7 月 31 日まで勤務した、全期間の厚生年金保険の加入記録。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A株式会社に係る申立期間①については、事業主に照会したところ、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、明確な時期についてはわからない。また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 51 年 4 月 1 日であり、私もこの時点から厚生年金に加入している。それ以前に、私を含めて従業員から厚生年金保険料を控除していたとは考えにく

い。」との回答があり、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除については不明である。

また、当該事業所に申立期間に在籍していた複数の元従業員に照会しても、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録においても、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは上記事業主の回答のとおり昭和51年4月1日であり、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できなかった。

2 B株式会社に係る申立期間②については、同社は廃業している上、申立期間当時の事業主に照会しても回答を得ることができない。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた従業員に照会しても、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、在籍期間ははっきりわからない。」との回答があり、申立てに係る事実は確認できない。

3 株式会社Cに係る申立期間③については、事業主に照会したところ、申立期間とは異なるものの、昭和61年12月9日から62年7月1日までの在籍が確認できたが、「業務委託契約を結び、完全歩合制による外務員報酬を支払っていた。外務員報酬の従業員には、個人事業主として国民年金に加入するよう、説明を行っていた。」との回答があり、申立人が当該事業所から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所に申立期間に在籍していた複数の元従業員に照会しても、申立てに係る事実は確認できない。

4 株式会社Dに係る申立期間④については、事業主に照会したところ、「申立期間に在籍していた従業員であれば在籍が確認できるはずであるが、申立人の在籍記録は確認できない。」との回答があり、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

さらに、株式会社C及び株式会社Dの複数の元従業員から、「CとDは別会社であったが、CがDを名乗って営業活動を行っていた。」という内容の供述が得られたことから、申立人が株式会社Dに在籍していたとは考え難い。

5 全申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録には、申立期間中において申立人の名前は記載されておらず、申立期間に係る健康保険の整理番号の欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月ごろから 36 年 8 月ごろまで

私は、昭和 35 年 4 月ごろから 36 年 8 月ごろまでA市のBにあったC株式会社で「Dさん」を助手としてオーダー洋服の仕立ての仕事をしていた。私以外にも、女性を助手として同じ仕事をしていた同僚がいたことを憶えている。私が退職してから婚姻した妻は、当時、一緒に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において期間の特定はできないものの、C株式会社に勤務していたことは推認できるが、同社に照会したところ、当時の関連資料は保管されておらず、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人が記憶している同僚を含め複数の同僚に照会した結果、一緒に働いていたとする従業員の中には、C株式会社に於ける厚生年金保険の加入記録が無い者が申立人以外にもみられることから、当時、同社はすべての従業員について、厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったこともうかがえる。

さらに、C株式会社及び同社の前身である株式会社Eに係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 24 日まで
(株式会社A)
② 昭和 34 年 10 月 10 日から 42 年 2 月 1 日まで
(B株式会社)

昭和 33 年 3 月に高校を卒業して、同年 4 月から株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険庁の記録では、同社における厚生年金保険期間は同年 10 月 24 日から 34 年 9 月 10 日までとなっている。

また、B株式会社の厚生年金保険期間については、昭和 43 年 7 月 5 日に脱退手当金が支給済みとなっているが、私は申請した記憶も受け取った記憶も無い。

以上について、調査の上、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことについては、申立期間当時の同僚の供述から推認できる。

しかし、同僚及び同事業所に勤務していた複数の従業員から供述を得ることができたものの、申立人の勤務期間は明確ではなく、申立期間における勤務実態は確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立

人の資格取得日である昭和 33 年 10 月 24 日以前に、申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録では、当該事業所（後に、株式会社CのD店、E株式会社F支店に名称変更している。）は、昭和 44 年 8 月 1 日付けで社会保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主等役員の所在は不明であるため、申立期間に係る勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除していた事実について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

加えて、申立人は、申立期間について事業主から厚生年金保険料を控除されていた記憶が有ると主張しているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B株式会社の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間前に脱退手当金が未請求になっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が支給された昭和 43 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を管理することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはない。また、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 10 日から 38 年 5 月 19 日まで
(A株式会社)
② 昭和 38 年 11 月 20 日から 40 年 2 月 26 日まで
(B株式会社)

私は、A株式会社を退職したときに7,000円ぐらいの退職金をもらったが、脱退手当金は受け取った記憶は無く、また、B株式会社に勤務していた期間については、厚生年金保険に加入していることは知らなかったので、脱退手当金を請求するはずがない。

なお、脱退手当金が支給されたとされている昭和40年6月ごろは、出産前で実家にいたので受け取れるはずがない。

納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和40年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。